

## 平成19年の所得が大幅に減少した人に 「住民税（市・県民税）」の一部を還付します！

国の「所得税」から地方の「住民税（市・県民税）」への税源移譲に伴い、平成19年（度）分から皆さんが納める所得税は減額され、住民税は増額されています（所得税と住民税を合わせた納税者の負担は、基本的には変わりません）。

しかし、退職などで平成19年の所得が大幅に減少したことにより、所得税がかからなくなった人は、税源移譲による所得税の減額の影響を受けずに、住民税の増額の影響のみを受けることになります。このため、すでに納付している同19年度分の住民税から、税源移譲による増額分が還付される減額措置がとられます（右図参照）。

### ■対象＝次のいずれにも該当する人。

- ・「平成19年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税所得を除く）」が「所得税と住民税の人的控除額の差（右表参照）の合計額」を超える人。
  - ・「平成20年度の住民税の課税所得金額（申告分離課税所得を除く）」が「所得税と住民税の人的控除額の差（右表参照）の合計額」以下の人。
- ※還付の対象と思われる人には、6月中旬に申告書を送付します。

※注・申告分離課税所得…給与や不動産などの所得と合算せずに分けて課税される所得のことで、退職所得や、土地・株式などの譲渡による所得などがあります。

### ■申告期間＝7月1日㊦～同31日㊦。

■申告方法＝本庁・市民税課または各支所・総務振興課に備え付けの申告書に必要事項を記入し、平成19年1月1日現在の住所地の市区町村（本市の場合は、本庁・市民税課または各支所・総務振興課）へ提出してください。なお、申告

【問い合わせ先】本庁・市民税課市民税係（内線1143）

### ◆住民税が還付される人のイメージ

	【税源移譲前】	【税源移譲後】	【減額措置適用】
所得税	30万円	平成19年分の所得税 0円	平成19年分の所得税 0円
住民税	15万円	平成19年度の市・県民税 25万円	15万円 還付

所得税の減額の影響は受けられないのに、市・県民税は10万円増えています

減額措置を適用して、税源移譲前の税額まで減額し、還付されます

### ◆所得税と住民税の人的控除額の差

（控除対象者1人当たり）

区 分	差 額	区 分	差 額
配偶者控除	一 般 5万円	寡婦控除	一 般 1万円
	老 人 10万円		特 別 5万円
扶養控除	一 般 5万円	寡夫控除	1万円
	特 定 18万円	勤労学生控除	1万円
	老 人 10万円	配偶者特別控除	所得額が38万円超40万円未満
同居老親 13万円	所得額が40万円超45万円未満		3万円
同居特別障害者加算	12万円	基礎控除(本人のみ)	5万円
障害者控除	その他 1万円		
	特 別 10万円		

書は市ホームページから取ることもできます。  
※申告書を提出しなかったり、申告期限を過ぎると還付を受けられませんのでご注意ください。

■注意事項＝①今回の措置は、平成19年度分の住民税にのみ適用されます。②平成19年中に亡くなられた人や、同20年1月1日現在で国内に居住していない人、住宅ローン控除などによって所得税がかからなくなった人などは、今回の措置は適用されません。

### 新和B&G海洋センタープール・艇庫 [新和町大多尾]

【期間】開館中～9月30日㊦（月曜日は休館）

【プール】

▶開館時間＝午前10時から午後9時まで

▶料金＝おとな210円、高校生以下105円。

【艇庫】※カヌー・ヨット・ボートが利用できます

▶利用時間＝午前10時から午後5時まで

▶料金（2時間）＝おとな210円、高校生以下105円。

【問い合わせ先】教育委員会事務局新和分室 ☎④2115

新和B&G海洋センター ☎④3732

## 市内のプールを開館！

錦島プール [楠浦町]

【期間】7月1日㊦～8月31日㊦

▶開館時間＝午前10時から午後7時まで

●中学生以下は午後5時まで。ただし、保護者同伴の場合は同7時まで。

●8月15日㊦は午後5時まで。

▶料金＝おとな210円、高校生以下105円。

【問い合わせ先】

本庁（別館）・社会体育課体育施設管理係（内線2525）

## 出前講座を実施しています！

市では、市民の皆さんのご要望に応じて市職員が集会などに出向き、市が重点的に取り組んでいる施策や事業などについて説明する「出前講座」を実施しています。

講座の内容や申請方法などは次のとおりです。

### ■講座の内容

第1次天草市総合計画、第1次天草市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）、天草市男女共同参画計画、天草市男女が共に生きる社会づくり条例、高齢者福祉制度、介護保険制度、国民健康保険制度、老人医療・後期高齢者医療制度、国民年金制度、環境行政、環境マネジメントシステム、バイオマスの利活用、教育委員会制度、地区振興会・まちづくり協議会の先進的な取組事例、租税など。

### ■対象となる集会

- 次の要件をすべて満たすもの。
- ①自治会や市民団体、公益法人、企業などの団体の主催であること。
  - ②参加費（資料代などを除く）を徴収するなど、営利を目的としていないこと。
  - ③政治活動・宗教活動を目的としていないこと。

【問い合わせ先】本庁・総務課総務法制係（内線1212）

と。  
④参加人数がおおむね10人以上であること。

### ■実施日時

原則として平日の午前9時から午後5時までの間で実施し、時間は90分程度とします。

### ■利用に必要な経費

派遣する市職員に対する旅費や謝金は不要です。ただし、講座を行う会場の借上料などが必要な場合は、申請者の負担となります。

### ■申請方法

本庁・総務課または各支所・総務振興課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、集会などの実施日の7日前までに本庁・総務課へ提出してください。なお、申請書は市のホームページから取ることもできます。

### 【郵送・持参】

〒863-8631 市内東浜町8-1

（郵送の場合は住所記載不要）

天草市役所・総務課総務法制係

【FAX】④3501

### 【電子メール】

hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

## 家屋全棟調査にご協力を！

市では、本渡地区と新和地区の家屋全棟調査を7月から実施する予定です。

皆さんのご協力をお願いします。

### ■調査の目的

この調査は、市内のすべての家屋の実態を正確に把握し、公正で適正な課税を行うためのものです。

### ■調査の方法

家屋調査員（市職員）が、家屋課税台帳の記載内容と、現況の建物が一致しているか確認するため、現地調査を行います。その際、増・改築や未評価、取り壊しなどにより再調査が必要となる場合は、あらためて調査に伺います。その折には、調査事項の内容などについてお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。

す。  
なお、調査の際は、調査員であることがすぐわかるように「天草市」の腕章を付け、「固定資産評価補助員証」を携帯して伺います。

### ■各地区の調査時期

平成21年度から、栖本・倉岳・有明・御所浦・天草・河浦・牛深の調査を実施する予定です。

※今年度調査を実施する本渡・新和地区の皆さんには、調査にかかる前に日程や調査方法などを記載したチラシを配布します。

### 【問い合わせ先】

本庁・固定資産税課全棟調査係  
（本渡浄化センター内）☎⑤5733・⑤5755  
（五和支所内）☎⑤0990